

## ○御杖村乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の15第2項に規定する乳児等通園支援事業の認可等に関し、法、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「施行令」という。)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。)及び御杖村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年御杖村条例第2号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者(以下「認可申請者」という。)は、御杖村と事前協議を行った上で、御杖村乳児等通園支援事業認可申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(認可の基準等)

第3条 認可の基準は、法、施行令及び施行規則に定めるもののほか、条例に定めるところによるものとする。

2 村長は、乳児等通園支援事業の利用に係る児童数の推移、その他地域の実態及び乳児等通園支援事業の整備状況を十分に勘案し、乳児等通園支援事業を設置する必要がないと認めるときは、認可しないことができる。

(意見の聴取)

第4条 村長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ御杖村子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

(認可の決定)

第5条 村長は、第2条に規定する申請があったときは、速やかに関係書類等の内容を審査し、認可を決定したときは、御杖村乳児等通園支援事業認可決定通知書(様式第2号)により、不認可と決定したときは、御杖村乳児等通園支援事業不認可決定通知書(様式第3号)により認可申請者に対して通知するものとする。

(認可内容の変更の届出)

第6条 乳児等通園支援事業の認可を受けた者(以下「認可事業者」という。)は、施行規則第36条の36第3項又は第4項に規定する事項に変更が生じたときは、御杖村乳児等通園支援事業変更届出書(様式第4号)により村長に届け出なければならない。

(事業の廃止又は休止の届出)

第7条 認可事業者は、法第34条の15第7項の規定により、乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、御杖村乳児等通園支援事業（廃止・休止）申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに関係書類等の内容を審査し、廃止又は休止すべきものと認めるときは、御杖村乳児等通園支援事業（廃止・休止）承認通知書（様式第6号）により認可事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 認可事業者は、毎年度の事業実績を、御杖村乳児等通園支援事業実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添えて、翌年度の6月末日までに村長に報告しなければならない。

（報告等）

第9条 村長は、法第34条の17の規定に基づき必要があると認めるときは、認可事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他関係書類等を調査させることができる。

2 村長は、認可事業者に対して、適正な運営を確保するため改善勧告又は改善命令を行うことができる。

（認可の取消し等）

第10条 村長は、法第58条第2項の規定により、認可事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、認可を取り消すことができる。

(1) 申請書に虚偽内容を記載する等、不正な手段により認可を受けたとき。

(2) 第3条に規定する認可の基準を満たさなくなったとき。

(3) 第6条に規定する届出を行わなかったとき。

2 村長は、前項の規定により認可を取り消すときは、御杖村乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第8号）により認可事業者に対して通知するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和8年3月4日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

御杖村乳児等通園支援事業認可申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

御杖村乳児等通園支援事業認可決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

御杖村乳児等通園支援事業不認可決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

御杖村乳児等通園支援事業変更届出書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条関係)

御杖村乳児等通園支援事業（廃止・休止）申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

御杖村乳児等通園支援事業（廃止・休止）承認通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

御杖村乳児等通園支援事業実績報告書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

御杖村乳児等通園支援事業認可取消通知書

[別紙参照]